

## 第 1 平成23年度監査の概要

### 1 平成23年度の監査の基本方針

公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から監査を実施するとともに、事務・事業の見直しや改革に繋がる監査により、実効性のある監査結果を確保する。

#### 1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理、モラル等の遵守状況を重視した監査を実施する。
- (2) 監査結果等の情報を積極的かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たす。

#### 2 実効性のある監査

- (1) 適正で、合規性があることはもとより、経済性、効率性及び有効性にも着眼した監査を実施する。
- (2) さまざまな監査手法を活用し、機動的・弾力的な対応により、多角的な観点から監査を実施する。
- (3) 制度や組織の変化に留意し、誤り・不正・事故等が発生するリスクの高い事項を重点的に監査する。
- (4) 県の内部統制機関との情報共有や監査対象機関への指導の徹底を図るなど、再発防止に視点をおいた取組みを推進し、より効果的な監査を実施する。
- (5) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する「意見」の提出や、業務改善に繋がる「検討」を求め、監査対象機関の事務・事業の見直しや改革に繋がる監査を実施する。

## 2 平成23年度の監査等の種類及び実施状況

平成23年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

### <監査等の種類>

監査等の種類		実施方法等	監査対象（機関等）
定期監査	財務会計監査	<p>予算の執行に関し、その会計経理を通じて、財務の適法性はもとより、経済性、効率性及び有効性にも着眼した監査を実施します。</p> <p>特に、予算執行とその会計事務等が公正かつ適正に行われているか、財産管理が適正に行われているかなどに配慮します。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所</p>
	工事技術監査	<p>工事の執行に関し、設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、また、工事が正確かつ適法に執行されているかを監査します。</p>	
	公営企業の経営に係る事業の管理監査	<p>事業の執行に関し、その実績と成果を通じて、事業が最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経営の効率性を重点に監査します。</p> <p>また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。</p>	
財政的援助団体等の監査		<p>財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、補助等の効果はあがっているのかを主眼として実施します。</p> <p>また、公の施設の指定管理者に対しては、事業の執行、資金の出納が適正に行われているかを主眼として実施します。</p>	<p>県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体</p>
行政監査（事務事業監査）		<p>県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうかを主眼として実施します。実施方法等は、定期監査等と同時に実施する場合は、定期監査に準ずるものとし、随時に実施する場合は、その都度定めます。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所</p>
随時監査	財務会計監査	<p>監査の効果を高めるため、定期監査において抽出されなかった事項について実施します。実施方法・時期は、その都度定めます。</p>	
	工事技術監査		



<監査等の種類>

監査等の種類	実施方法等	監査対象（機関等）
決算審査	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されたか、また、事務事業の目的が達成されたかを主眼として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通会計決算</li> <li>・ 公営企業会計決算</li> </ul>
基金運用状況審査	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、基金の運用状況が適正かつ効率的に行われたかを主眼として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地開発基金</li> <li>・ 県立美術博物館建設基金</li> </ul> （2基金）
健全化判断比率等審査	<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。</p> <p>(1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか</p> <p>(2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか</p> <p>(3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか</p> <p>(4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か</p>	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
例月出納検査	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握することを主眼として実施します。	普通会計、公営企業会計及び基金
住民監査請求に基づく監査	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	<p>地方自治法に基づく監査請求があった場合に監査を実施します。</p> <p>①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1項）</p> <p>②議会の請求監査（同法第98条第2項）</p> <p>③知事の要求監査（同法第199条第6、7項）</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等（一部政令で定めるものを除く）</p>

実施時期・頻度	実施実績	平成23年										24年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎会計年度、知事が決算の提出を受けた後	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告  ・7.22 審査依頼 ・8.30 監査委員協議会 ・9. 9 審査意見書提出	審査依頼 審査意見書の提出 ←→ 審査												
毎会計年度、決算審査と同時期に	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告  ・7.22 審査依頼 ・8.30 監査委員協議会 ・9. 9 審査意見書提出	審査依頼 審査意見書の提出 ←→ 審査												
毎会計年度、知事が決算の提出を受けた後	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告  ・8.11 審査依頼 ・8.30 監査委員協議会 ・9. 9 審査意見書提出	審査依頼 審査意見書の提出 ←→ 審査												
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施  ・予備検査 (職員、公認会計士) ・例月出納検査 (監査委員) ・検査結果報告 (議会、知事)	←→ 例月出納検査 (毎月25日から月末まで)												
住民の請求があったとき。	60日(個別外部監査の場合は90日)以内に処理  ・6.16 請求日 ・8.11 結果決定 ・8.12 結果通知 ・8.19 公報告示	←→ 6月に1件請求があり、8月に結果を通知し、公表												
①住民の直接請求による事務監査 ②議会の請求監査 ③知事の要求監査	23年度は実績なし													

<監査等の種類>

監査等の種類		実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （経営管理部所管）	包括外部監査	監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。 毎会計年度、特定のテーマを決めて行います。 なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。	県の本庁、先機関(教育機関、警察署を含む。)の全箇所及び財政的援助団体等
	個別外部監査	特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行います。	

<参考>上記のほか、次のような活動も行っています。

区分	実施方法等	監査対象（機関等）
監査委員協議会	監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。	—
監査情報の提供	監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。	—

実施時期・頻度	実施実績	平成23年												24年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結の際の意見</li> <li>・ 監査補助者の協議、告示</li> <li>・ 外部監査人への協力</li> <li>・ 監査結果の公表</li> <li>・ 措置の通知の公表</li> </ul>	6月						補助者の協議、告示			23年度結果報告の公表					
請求や要求のあったとき。	23年度は実績なし	22年度措置の通知の公表												11月		

実施時期・頻度	実施実績	平成23年												24年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
・ 監査の結果に関する報告の決定のとき。	年5回	6月						9月			11月			2月3月		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。</li> <li>・ 健全化判断比率等審査意見の決定のとき。</li> </ul>	(決算等審査) 8月  (健全化判断比率等審査) 8月	8月														
・ 住民監査請求の結果の決定のとき。	8月	8月														
・ 監査結果の報告、公表のとき。	年5回	7月						10月			12月			2月3月		
・ 監査結果の措置の公表のとき。	年5回							10月			1月			3月		
—	[ホームページ掲載] 随時	← 年間随時 →														
—	[監査年報の発行] 9月	9月														

### 3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

平成23年度に關係する監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	富永久雄	H16.4.1～ (再任H20.4.1～) (再任H24.4.1～) H28.3.31	代表就任 H18.4.1～
識見	常勤	中塚治	H20.11.1～ H24.10.31	
議員	非常勤	野澤義雄	H22.5.18～ H23.4.29	(終期は議員の任期による)
議員	非常勤	谷卓宜	H22.5.18～ H23.4.29	同上
議員	非常勤	渥美泰一	H23.5.20～ H24.5.16	(終期は委員の辞職による)
議員	非常勤	藤田寛	H23.5.20～ H24.5.16	同上

#### (23年度に關係する監査委員の推移)

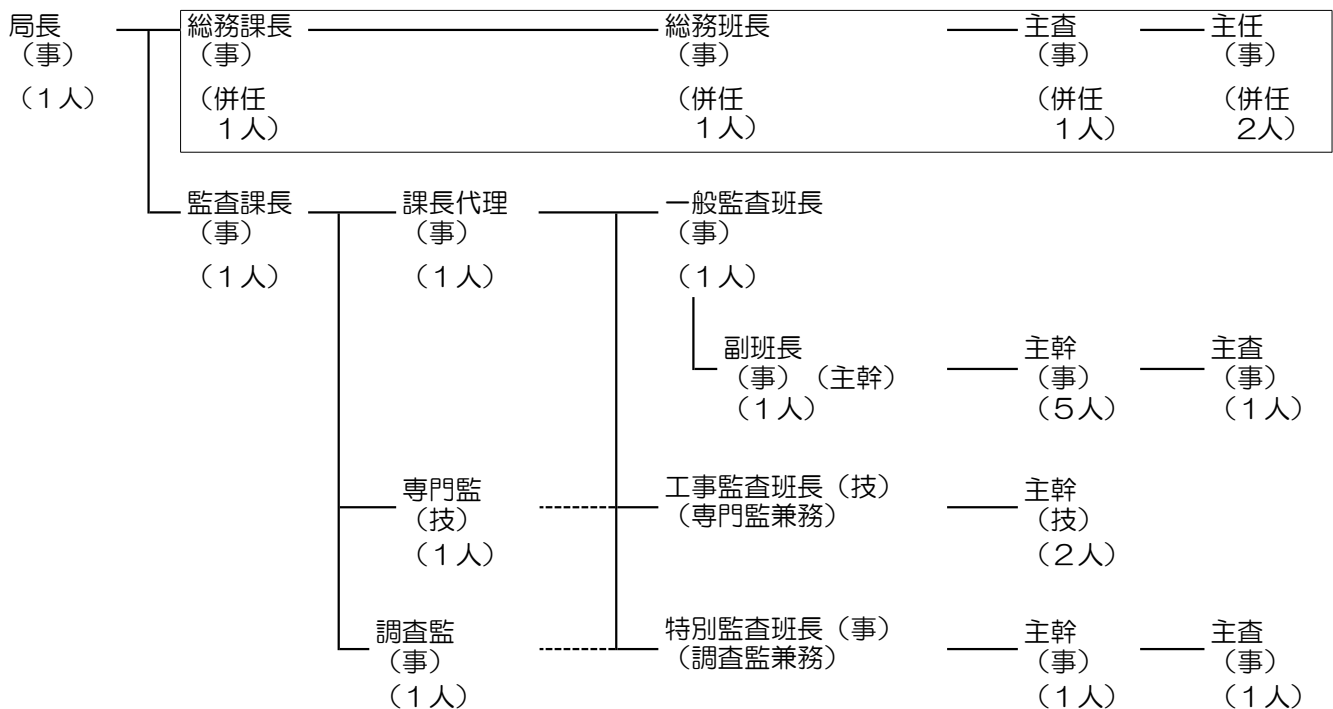
NO	選任区分	22年度	23年度	24年度
1	識見	富永久雄		
		H16.4.1～ H18.4.1～代表		
2	識見	中塚治		
		H20.11.1～		
3	議員	野澤義雄	渥美泰一	
		H22.5.18～ ～H23.4.29	H23.5.20～	～H24.5.16
4	議員	谷卓宜	藤田寛	
		H22.5.18～ ～H23.4.29	H23.5.20～	～H24.5.16



## 4 平成23年度の監査委員事務局の組織

### (1) 事務局の組織図

[ 条例定数25名、現員22名(うち併任5人) ]



※非常勤職員1人

### (2) 事務分掌

#### ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること。
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること。
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること。
- ・ 事務局職員の給与に関すること。
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること。
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること。
- ・ 公印に関すること。
- ・ 文書の収受、発送及び保存管理に関すること。
- ・ 物品の出納管理に関すること。
- ・ 局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。

#### イ 監査課

- ・ 定期監査に関すること。
- ・ 随時監査に関すること。
- ・ 行政監査に関すること。
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること。
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること。
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること。
- ・ 例月出納検査に関すること。
- ・ 住民監査請求に関すること。
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること。